新発田市監査委員公表第１号

財政援助団体等に対する監査結果の公表について

財政援助団体等に対する監査を実施したので、その結果を地方自治法第１９９条第９項の規定により、次のとおり公表する。

令和３年２月２５日

新発田市監査委員　坂　上　徳　行

新発田市監査委員　湯　浅　佐太郎

財政援助団体等の監査結果

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定による令和２年度財政援助団体等の監査を、新発田市監査基準に準拠して実施した。

１　監査を実施した者

監査委員　　坂　上　徳　行

監査委員　　湯　浅　佐太郎

２　監査の種類

公の施設の指定管理者監査

３　監査の対象等

⑴　監査対象

ア　対象施設：寺町たまり駅

指定管理者　　株式会社　花安　新発田斎場

施設所管課　　観光振興課

イ　対象委託料：寺町たまり駅指定管理者委託料

令和元年度　5,458,000円（年度協定額）

令和２年度　5,246,000円（年度協定額）

⑵　指定管理の概要

ア　管理施設の規模（指定管理者募集要項より抜粋）

建　　物：構　　造　木造平屋建て

敷地面積　３１９．９０㎡　駐車場　４５１．４６㎡

延床面積　１６２．８７㎡

施設内容：お休み処（和室１０畳、休憩スペース）、しばたっ子台輪展示スペース、事務室、売店スペース、トイレ（男性・女性・多目的各１）、庭園

イ　指　定　の　期　間

平成３１年４月１日から令和４年３月３１日まで

ウ　主な指定管理業務

休館日又は開館時間の変更に関する業務、原状回復に係る業務、たまり駅の施設及び設備等の維持管理に関する業務、その他たまり駅の管理上、市長が必要と認める業務

4　監査の実施内容及び着眼点

監査の実施に当たっては、当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、条例及び協定書等に沿って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、以下の項目を監査の着眼点として実施した。

⑴　施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか

⑵　協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

⑶　利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

⑷　利用促進のための努力はなされているか。

⑸　公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

⑹　公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

⑺　施設及び備品の管理は適正に行われているか。

5　監査の実施場所

新発田市役所別館　行政委員会室

寺町たまり駅

6　監査の実施期日

令和２年１２月１７日

7　監査の方法

監査開始前に指定管理者から、あらかじめ提出された監査調書に基づき、業務の概要について説明を受けた後、市の指定管理者委託料に関する諸帳簿類の監査及び施設の管理状況について確認するとともに、必要に応じ指定管理者、施設所管課の関係職員から説明を求めて実施した。また、指定管理施設については、指定管理者の立会いのうえ、現地確認も行った。

8　監査の結果

指定管理者及び施設所管課の業務に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていると認めたが、一部に改善又は注意を要する事項があった。

なお、軽微な注意事項については、監査講評時等に口頭で指導を行った。

⑴　指定管理者に関する事項

ア　指定管理業務に係る経理区分について

基本協定書第１３条では、業務の会計区分を毎年４月１日から翌年３月３１日までとし、独立した区分経理を行わなければならないとされている。指定管理業務以外の事業と会計区分が異なるとのことであることから、引き続き基本協定書に沿って区分経理を徹底し、諸帳簿等の整理に努められたい。

⑵　施設所管課（観光振興課）に関する事項

ア　基本協定書の遵守について

基本協定書第１０条第２項では、営業費用に関しての品目、価格についての届出、承認について、書面により届出、承認とすべきところ、口頭によりこれを行っているとのことであった。

このような事例は、指定管理者に対する指導、監督だけでなく、施設所管課としても基本協定書に基づく管理運営の確認が十分に行われているとは言えない。

今後は、施設所管課として基本協定書等に定める事項が確実に履行されるよう、必要に応じ指定管理者に対し指導し、適正な事務処理を行われたい。

イ　指定管理施設に係る備品の管理について

監査において、備品台帳により備品の管理状況を確認したが、令和元年度に購入した備品が備品台帳に搭載されてなく、また、既に廃棄した備品について、廃棄の手続が行われていなかった。

今後は、適切な備品管理となるよう改善されたい。